

(4) 医療・福祉の充実

< 医療 >

地域医療勤務環境改善体制整備事業【新規】(医療整備課) 310,000 千円

令和6年度から医師の時間外労働の上限規制が適用されることから、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を進めていくために、勤務環境の改善に必要な経費を助成します。

[対象施設] 救急搬送件数が年間1,000件以上2,000件未満の3次・2次救急医療機関

夜間・休日・時間外入院件数が年間500件以上の3次・2次救急医療機関 等

[対象経費] 医療機関が策定する「勤務医の負担軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づくICTの活用などの総合的な取組に要する費用

[補助率] 10/10(ただし、資産形成につながる費用については9/10)

[基準額] 266千円/床

遠隔医療設備整備事業(医療整備課) 8,500千円

医療の地域格差を解消し、医療の質を確保するため、情報通信技術を活用した遠隔医療の実施に必要な設備整備に対して助成します。

[補助基準額] 遠隔画像診断装置

支援側医療機関 16,390千円(上限)

依頼側医療機関 14,855千円(上限) 等

[補助率] 1/2(全額国庫)

小児・A Y A世代がん患者等支援事業【新規】(健康づくり支援課) 21,000 千円

小児・A Y A世代のがん患者等が、将来に希望を持ってがん治療等に取り組めるよう、妊孕性温存療法に対する助成を実施するとともに、関係医療機関や行政とのネットワーク構築やがん診療従事者等の人材育成を行います。

[事業内容]

・妊孕性温存療法助成 15,300千円

[負担割合] 国1/2、県1/2

[助成対象] がん治療等により生殖機能が低下する、又は失うおそれがあると医師に診断された者で、凍結保存時の年齢が43歳未満の者

[上限額] 胚(受精卵)凍結350千円、未受精卵凍結200千円、卵巣組織凍結400千円
精子凍結25千円、精子凍結(精巣内精子回収)350千円

[助成回数] 1人2回まで

・千葉県がん・生殖医療ネットワーク構築 5,700千円

難病患者等のための在宅歯科医療推進事業【新規】(健康づくり支援課) 3,000 千円

難病患者や障害のある方が、自宅において、難病の病態や障害の特性等を熟知した医師による歯科診療を受診できるよう、歯科医師が専門的知識や技能を習得するための研修を実施します。

[委託先] 県歯科医師会

< 福祉 >

若年性認知症の人の社会参加活動支援事業【新規】(高齢者福祉課) 2,200千円

若年性認知症の人の社会参加の機会を創出するため、認知症デイサービス事業所等と連携して、本人に適した作業の選定や作業中のサポートなどを行うモデル事業を実施します。

[事業内容]

- ・若年性認知症の人がそれぞれに適した作業に従事できるよう、協力企業とのマッチング等を実施
- ・協力企業等での作業現場に同行し、若年性認知症の人をサポート
- ・課題整理、報告会の実施 等

サービス付き高齢者向け住宅整備補助事業(住宅課) 270,000千円

(R2当初 270,000千円)

サービス付き高齢者向け住宅について、介護サービス事業所及び医療機関等との連携が図られているなど、より良質な住宅を整備する場合に、国の補助に加え県単独の上乗せ補助を行います。

また、補助上限額及び補助要件の見直しを行い、さらに良質な住宅の整備を促進します。

[補助対象]

国の補助金を受けて整備し、介護サービス事業所及び医療機関との連携が図られている住宅
通所・訪問双方の介護サービス、訪問診療等が可能な医療機関との連携等を要件に追加

[補助率]

(新築)住宅建設費の1/20(675千円/戸上限)

(改修)住宅改修費の1/6(975千円/戸上限)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は小規模多機能型居宅介護事業所を併設するものは、新築:1/10(1,350千円/戸上限)、改修:1/3(1,950千円/戸上限)

既存施設を改修する場合の上限額を引き上げるとともに、居室面積25㎡未満の上限額を引き下げ(改修900千円 975千円/戸等、居室面積25㎡未満450千円 350千円/戸等)

福祉タクシー導入促進事業〔再掲〕(健康福祉指導課) 70,000千円
(R2当初 70,000千円)

高齢者や障害者など、交通弱者の交通手段の確保充実を図るため、福祉タクシー車両導入に必要な経費を助成します。

[補助対象] 福祉タクシー購入経費

[補助率] 1/3

[上限額] スロープ車：600千円/台、リフト装着車：800千円/台

ノンステップバス等整備事業補助〔再掲〕(交通計画課) 28,000千円
(R2当初 63,400千円)

路線バス車両におけるノンステップバス等の導入を促進するため、導入費用の一部を助成します。

[補助対象経費]

ノンステップバス等の車両本体及び車載機器類の設備の導入に要する経費

[補助金額]

下記のうちいずれか少ない額(国の補助上限額を限度)

- ・補助対象経費 × 補助率1/4
- ・(補助対象経費 - 通常車両価格) × 1/2